

○あま市児童館運営委員会規則

平成22年3月22日

規則第62号

改正 令和元年6月19日規則第3号

(設置)

第1条 あま市児童館(以下「児童館」という。)の運営を適正かつ円滑にするため、あま市児童館運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(事務局)

第2条 委員会の事務局は児童館に置き、児童館の職員がその事務をつかさどる。

(任務)

第3条 委員会は、第1条の目的達成のため、次の事項を審議する。

- (1) 児童館の運営及び事業計画に関すること。
- (2) その他重要な事項

(組織)

第4条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 福祉関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 地域組織の代表者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長及び副委員長は、委員の互選によるものとする。

(委員長及び副委員長の職務)

第7条 委員長は、委員会を代表し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第8条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の甚目寺町児童館運営委員会規則(平成元年甚目寺町規則第34号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (令和元年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。